

空中散布における無人航空機利用技術指導指針

平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知
最終改正：平成30年7月24日付け30消安第2299号

第1 趣旨

無人航空機による空中散布について、人畜、農林水産物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、その適正な実施に資するため、この指針を定める。

第2 定義

この指針において、各用語の定義は、次に定めるところによる。

1 無人航空機

航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に定める「無人航空機」

2 遠隔操作

操縦装置を使用して無人航空機を操縦すること

3 自動操縦

自動操縦システム（機体、機器等に組み込まれたプログラムにより自動的に無人航空機を飛行させるためのシステムをいう。以下同じ。）を使用して無人航空機を操縦すること

4 空中散布

無人航空機を用いて行う空中からの農薬、肥料、種子又は融雪剤の散布であって、農作業を効率的に行うことを目的とするもの

5 防除実施者

空中散布の作業を実施する者

6 実施主体

防除実施者及び空中散布の作業を自らは行わずに当該作業を他者に委託のみする者

7 都道府県協議会

無人航空機の適正利用による安全確保、機体の有効利用によるコスト低減等を推進するため、都道府県段階で整備される無人ヘリコプター協議会及びそれに相当する組織

8 地区別協議会

無人航空機の適正利用による安全確保、機体の有効利用によるコスト低減等を推進するため、市町村又は空中散布の実施区域等を単位とした地区別に整備される組織

9 オペレーター

遠隔操作又は自動操縦により無人航空機を飛行させる者であって、登録認定等機関（第4により農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）の登録を受け、第3の3に掲げる業務を行う者をいう。以下同じ。）から安全かつ適正な空中散布が実施できる技術や知識を有する旨の認定を受けた者

10 ナビゲーター

無人航空機の飛行状況及び周辺区域の変化等を監視し、的確な誘導を行うためにオ

ペレーターを補助する者

第3 関係機関の役割

空中散布に関係する機関は、次の役割を果たすものとする。

1 都道府県協議会

- (1) 構成員には、農林水産業者等の関係団体、実施主体、地区別協議会の関係者、都道府県及び市町村の農林水産関係部局その他必要な機関の関係者を含め、体制の充実及び相互の連携強化を図ること。
- (2) 実施主体及び地区別協議会に対し、空中散布に関する技術的情報を提供するとともに、実施主体から空中散布の実施や事故に係る情報を収集し、安全かつ適正な空中散布の実施の推進を図ること。
- (3) 実施主体が行う空中散布の実施区域の住民に対する事前周知を補完するため、その実施区域に係る市町村その他必要な機関に対し、(2)により収集した空中散布の情報の提供に努めること。

2 地区別協議会

- (1) 構成員には、農林水産業者等の関係団体、実施主体、市町村の農林水産関係部局その他必要な機関の関係者を含め、体制の充実及び相互の連携強化を図ること。
- (2) 実施主体に対し、空中散布に関する技術的情報を提供するとともに、実施主体から空中散布の実施や事故に係る情報を収集し、安全かつ適正な空中散布の実施の推進を図ること。
- (3) 実施主体が行う空中散布の実施区域の住民に対する事前周知を補完するため、その実施区域に係る市町村その他必要な機関に対し、(2)により収集した空中散布の情報の提供に努めること。

3 登録認定等機関

登録認定等機関は次に掲げる業務のうち、少なくともいずれか一方の業務を行うものとする。

- (1) 空中散布に関する技術、知識等の習得及び資質の向上に資するため、教習体制を整備し、必要な教習を実施すること。また、当該教習を受けた者が空中散布を安全かつ適正に実施することができる技術、知識等を十分に有すると認めた場合は、オペレーターとして認定し、当該認定を受けた者に対し、技能認定証を発給すること。
- (2) 無人航空機及び散布装置の性能を確保するため、製造業者等の協力を得て、試験や調査を行い、必要な性能を有することを機種ごとに確認すること。なお、改善が必要な場合は、当該製造業者等に対する所要の指導及び協力を行うこと。また、性能確認を行った無人航空機及び散布装置を機体ごとに登録し、当該登録を受けた機体の所有者に対し、登録証明書を発給すること。さらに、登録を行った機体について、定期点検が行われたことを確認し、安全かつ適正に空中散布等が実施できることが確認された場合は、その旨を証明すること。

4 都道府県

- (1) 都道府県協議会、地区別協議会等を通じ、実施主体に対し、空中散布の安全かつ適正な実施のために必要な指導及び助言を行うこと。

- (2) 空中散布の安全かつ適正な実施のために必要な情報及び資料の収集及び提供を行うこと。
 - (3) 都道府県協議会の構成員として参画するとともに、都道府県協議会が設置されていない場合は、当該都道府県の植物防疫部局等が当該協議会の役割を担うこと。
- 5 農林水産省消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）
- (1) 都道府県、都道府県協議会等を通じ、実施主体に対し、空中散布の安全かつ適正な実施のために必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2) 空中散布の安全かつ適正な実施のために必要な情報及び資料の収集及び提供を行うこと。
 - (3) 空中散布の円滑な実施及び事故発生時における迅速かつ的確な対応のため、関係機関との間で連絡体制を整備すること。
 - (4) 航空法に規定する無人航空機の安全な飛行の確保に係る事項について、国土交通省との情報の共有を図るとともに、関係機関に対して必要な情報の提供を行うこと。
 - (5) 消費・安全局長が行う第4の登録認定等機関の登録に係る事務及び第8の空中散布の実績の公表に係る事務を助けること。
 - (6) 消費・安全局長が関係機関を参集して開催する「農林水産航空事業検討会」の庶務を行うこと。

第4 登録認定等機関の登録

1 登録の申請

- (1) 登録認定等機関の登録の申請をしようとする者は、2に掲げる要件を備える者であることを示す資料を添付の上、別記様式1を消費・安全局長に提出するものとする。なお、当該申請は、その行う業務の種類を明らかにして行うものとし、第3の3の(2)に掲げる業務に係る申請は、業務の対象とする無人航空機の種類を明らかにして行うものとする。
- (2) 消費・安全局長は、2の(1)の登録を行うときは、当該申請をした者が2に掲げる要件を備えているかどうかについて、必要に応じて国土交通省航空局長及び外部専門家の意見を聴取することができる。

2 登録の要件

- (1) 1の申請があった場合、消費・安全局長は、当該申請をした者が、次に掲げる要件を備えるものであれば、当該申請をした者を、登録認定等機関として登録する。なお、当該登録は、その行う業務の種類を明らかにして行うものとし、第3の3の(2)に掲げる業務に係る登録は、業務の対象とする無人航空機の種類を明らかにして行うものとする。
 - ア 第3の3に掲げる業務を客観的かつ公平に行うための組織運営機構を有し、当該業務の実施に必要な要員、施設及び財政的安定性を有するなど、登録認定等機関として適格であり、信頼できると認められること。
 - イ 航空法関係法令及び安全飛行に関する知識並びに空中散布の作業を適切に行うために必要な知識及び技術を有する人材を確保していること。
 - ウ 第3の3に掲げる業務を的確に遂行するため、次に掲げる事項を含む内部規程

が定められていること。なお、農林水産省消費・安全局植物防疫課長は、登録認定等機関の登録の申請をしようとする者の求めに応じ、内部規程の例を示すものとする。

(ア) オペレーターの認定、機体の性能確認及び登録の実施方法、当該認定等の取消の実施方法その他の第3の3に掲げる業務の実施方法に関する事項

(イ) 第3の3に掲げる業務に関する料金に関する事項

(ウ) 第3の3に掲げる業務の公平性を確保するための組織運営機構に関する事項

(エ) 第3の3に掲げる業務に係る記録の適切な作成及び保管に関する事項並びに業務の機密保持に関する事項

(オ) その他の第3の3に掲げる業務に関し必要な事項

(2) 消費・安全局長は、(1)の登録を行ったときは、登録年月日、登録認定等機関の名称、所在地及び連絡先、その行う業務の種類、業務の対象とする無人航空機の種類その他必要な事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

3 登録事項の変更等

2の(1)の登録を受けた登録認定等機関は、別記様式1に記載した事項に変更があった場合、又は業務の全部若しくは一部を廃止した場合には、遅滞なく消費・安全局長に報告するものとし、また、消費・安全局長は、この報告を受けたときは、国土交通省航空局長に対し、その旨を通知するものとする。

4 登録の更新

登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とし、有効期間の満了後引き続き登録認定等機関の業務を実施しようとする者は、有効期間の満了する日の前日の3月前の日から2月前の日までに登録の更新の申請をしなければならない。なお、1から3までの規定は、登録の更新について準用する。また、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 地位の承継

(1) 登録認定等機関が第3の3に掲げる業務の全部を譲渡し、又は登録認定等機関について相続、合併若しくは分割(第3の3に掲げる業務の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その業務の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上いる場合において、その全員の同意により第3の3に掲げる業務を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその業務の全部を承継した法人は、その登録認定等機関の地位を承継する。

(2) (1)の規定により登録認定等機関の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を消費・安全局長に届け出るものとする。

6 実地調査及び報告の徴収

消費・安全局長は、植物防疫課の職員に、実地調査を実施させ、登録認定等機関が第3の3に掲げる業務を適切に実施しているかどうかを確認する。また、消費・安全局長は、この指針の施行に必要な限度において、登録認定等機関に対し、第3の3に

掲げる業務に関し必要な報告を求めることができる。

7 登録の取消し等

消費・安全局長は、次に掲げる場合には、登録認定等機関の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録認定等機関が、6の実地調査への協力又は求められた報告を合理的な理由なく拒否した場合
- (2) 登録認定等機関が2に掲げる要件を備えていないと認める場合
- (3) 第3の3に掲げる業務を行う上で不正行為があったと認める場合

第5 空中散布の実施

1 事業計画書の策定

(1) 実施主体は、空中散布の実施に当たって、実施場所、実施予定月日、作物名等について記載した事業計画書（別記様式2）を作成し、空中散布を実施する月の前月末までに、空中散布の実施区域内の都道府県協議会（別表1）に提出すること。なお、当該協議会の一覧は、植物防疫課において整理すること。

(2) 実施主体は、事業計画書の立案に当たって、空中散布の実施区域周辺を含む地理的状況、農業地域における住宅地や転作田の混在等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域、散布薬剤の種類及び剤型並びに自動操縦の可否について十分に検討を行うこと。

なお、6に規定する危被害防止対策を十分に行うことができないおそれがある場合は、事業計画書を見直すこと。

(3) 空中散布の作業を他者に委託する場合は、防除委託者は、防除実施者と十分に連携して事業計画書を作成すること。

(4) 都道府県協議会は、(1)により事業計画書の提出があった場合は、当該事業計画書が安全かつ適正な空中散布の実施を確保する見地からみて適切に定められていること及び記載に不備がないことを確認した上で、速やかに都道府県及び地方農政局消費・安全部安全管理課（内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課を含む。以下「農政局」という。）を經由して、植物防疫課に当該事業計画書を提出すること。

なお、当該都道府県協議会は、当該事業計画書を植物防疫課に提出した場合は、併せて登録認定等機関にその写しを提供すること。

(5) 都道府県協議会は、空中散布の実施による蜜蜂被害の発生を防止するため、事業計画書を都道府県の農薬指導担当に提供すること。

また、当該情報の提供を受けた農薬指導担当は、実施主体と養蜂家との間における情報共有の徹底を図るため、当該情報を都道府県の畜産担当と共有すること。

さらに、都道府県の畜産担当は、養蜂組合等の協力を得て、当該情報のうち必要な情報（農薬散布の実施予定月日、作物名、実施場所、散布資材名等）を整理し、個々の養蜂家に対し、情報提供すること。

(6) 植物防疫課は、登録認定等機関の協力を得て、実施主体から報告のあった事業計画書を取りまとめ、安全かつ適正な空中散布が実施される見込みがあるか確認する

こと。

2 航空法に基づく許可・承認の申請

(1) 許可・承認が必要な飛行

空中散布を実施しようとする場合であって、次に該当するときは、それぞれ航空法第132条ただし書又は第132条の2ただし書に基づき国土交通大臣の許可又は承認を受けること。

ア 航空法第132条ただし書の許可が必要な飛行の禁止空域で飛行させる場合

(ア) 空港等の周辺や地表又は水面から150m以上の高さの空域等の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域

(イ) 人又は家屋の密集している地域（国土交通大臣が告示で定める時期に行われた国勢調査の結果による人口集中地区）の上空

イ 航空法第132条の2ただし書の承認が必要な方法で飛行させる場合

(ア) 日出から日没までの間において飛行させられないとき。

(イ) 飛行させる無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させられないとき。

(ウ) 人又は物件との間に30m以上の距離を保って飛行させられないとき。

(エ) 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者が集合する催しが行われている場所の上空において飛行させるとき。

(オ) 飛行させる無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件に損傷を与えるおそれがある物件（航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第236条の5で定める危険物）を輸送しなければならないとき。

(カ) 飛行させる無人航空機から物件を投下しなければならないとき。

(2) 申請の方法

ア 空中散布を実施しようとする実施主体は、航空法第132条ただし書の許可が必要な飛行の禁止区域で飛行させる場合又は同法第132条の2ただし書の承認が必要な方法で飛行させる場合は、「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（平成27年12月3日付け国空航第734号国空機第1007号国土交通省航空局長及び27消安第4546号農林水産省消費・安全局長通知。（以下「両局長通知」という。）2-1の（1）に基づき、航空法施行規則第236条の3又は第236条の6に規定する事項を記載した申請書（航空法様式1）を最初の飛行開始予定日の10開庁日前までに、国土交通省東京航空局保安部運用課又は大阪航空局保安部運用課（以下「地方航空局保安部運用課」という。）を経由して東京航空局長又は大阪航空局長宛てに提出すること。

イ アの申請書は、両局長通知2-1の（2）に基づき登録認定等機関、都道府県協議会等が代行して申請することができるものとする。

なお、申請書には、「実施主体名（防除委託者名及び防除実施者名）」、オペレーターの「氏名」及び「技能認定証番号」、「機体登録記号」等を記載した航空法様式2又はこの指針の事業計画書の写しを添付すること。

ウ 第3の3の（2）の定期点検又は第3の3の（1）の教習のために空中散布を

実施しようとする場合は、ア又はイにより申請すること。

3 空中散布の実施に関する事前周知

- (1) 実施主体は、空中散布の実施区域及びその周辺にある学校、病院等の公共施設、居住者等に対し、あらかじめ空中散布の実施予定日時、区域、薬剤の内容等について連絡するとともに、実施に際しての協力を得るよう努めること。特に、学校、通学路等の周辺で実施する場合は、実施日及び実施時間について十分調整すること。
- (2) 天候等の事情により空中散布の実施に変更が生じる場合は、変更に係る事項について、周知徹底を図ること。

4 空中散布の方法

空中散布の方法は、次のとおりとする。

- (1) 風下から散布を開始する横風散布を基本に飛行経路を設定し、オペレーター及び周辺環境等への影響等に十分配慮して、作業効果の確保に努めること。

特に小型の無人航空機については、飛行させるための下降気流が小さく、風の影響を受けやすいことから、空中散布の実施区域及びその周辺の防除対象以外の農作物及び学校、病院等の公共施設、家屋等に、農薬等が飛散しないよう十分注意すること。

- (2) 空中散布に使用する機体は、別表2のとおりとすること。

また、農薬を散布する場合にあっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準に従い実施すること。

その際、農作物の形状によっては農薬（特に液剤）散布の均一性を確保することが難しいことから、防除対象に応じて適切な散布機器を選択して実施すること。

- (3) 飛行速度及び飛行間隔については、別表2のとおりとし、散布の均一性が確保されるよう十分配慮すること。

特に小型の無人航空機については、農作物に近い高度で飛行し、空中散布の均一性を確保することが難しいことから、厳格な飛行速度及び飛行間隔の保持に努めること。

- (4) 飛行高度については、散布薬剤の物理性、気象条件、散布場所及びその周辺区域の地形等を勘案して、別表2の範囲内で加減すること。

特に小型の無人航空機については、農作物に近い高度で飛行し、空中散布の均一性を確保することが難しいことから、厳格な飛行高度の保持に努めること。

- (5) 空中散布の実施は、気流の安定した時間帯に、かつ、地上1.5mにおける風速が3 m/s 以下の場合に限ること。

なお、風速が3 m/s を超える場合は空中散布を実施しないことを徹底するとともに、超えない場合であっても風向きを考慮した散布を行うよう努めること。

特に小型の無人航空機については、飛行させるための下降気流が小さく、風の影響を受けやすいことから、風向きを十分考慮した空中散布を行うよう努めること。

また、自動操縦による空中散布については、設定した飛行経路による空中散布が安全かつ適正に実施できない周辺環境の変化があった場合には、飛行経路の再設定や遠隔操作への切替等の安全対策を速やかに講ずること。

(6) 機体とオペレーターの距離は、目視可能な水平距離が機体の大きさによって異なることから、(2)の基準を遵守できることを前提に、水平距離で150mを超えない範囲で機体の位置と向きが把握できる距離とすること。

5 航空法に基づく許可書・承認書の携行

2の航空法に基づく許可・承認の申請手続により、国土交通大臣の許可・承認を受けたオペレーターは、空中散布を実施する場合は、許可書又は承認書の原本又は写しを必ず携行するものとする。

6 空中散布の実施に当たっての危被害防止対策

空中散布を実施する際には、実施区域及びその周辺における危被害防止に万全を期すとともに、オペレーター、ナビゲーター及び作業補助者の安全に十分留意するものとする。

特に、公衆衛生関係（家屋、学校、病院、水道・水源等）、畜水産関係（家畜、家きん、蜜蜂、蚕、魚介類その他の水産動植物等）、他の農作物関係（散布対象以外の農作物等）及び野生動植物関係（天然記念物等の貴重な野生動植物）に対し危被害を発生させるおそれがないよう努めるとともに、次の事項を遵守するものとする。

(1) 実施主体は、架線等の危険箇所、実施除外区域、飛行経路並びにオペレーター及びナビゲーターの経路を示した地図を作成し、当該地図に基づき散布前に実地確認するなど、実施区域及びその周辺の状況把握に努めるとともに、必要に応じて危険箇所及び実施除外区域を示す標識を設置すること。

また、実施主体は、当該地図を保管し、次回以降の防除実施者に確実に引き継ぐこと。

(2) 実施区域内への人の立入防止を徹底すること。特に学校、通学路等の周辺で実施する場合は、実施区域周辺に十分注意し、実施区域内に児童、生徒等が立ち入らないようにするための措置を徹底すること。

(3) 実施区域周辺において、空中散布の対象以外の農作物に農薬が飛散するなどの被害が生じないようにするために必要な措置を徹底すること。また、農薬の飛散低減の観点から、飛散しにくい剤の使用及び散布方法の実施に努めること。

特に、実施区域周辺において、飛来する農薬が原因となって有機農産物に関する認証が受けられなくなるなど、防除対象以外の農作物への危被害が生じないために必要な措置を徹底すること。

(4) ナビゲーターを機体毎に1名以上配置するとともに、必要に応じて作業補助者を配置すること。また、オペレーター、ナビゲーター及び作業補助者は互いに連携し、一層の周囲の安全確保に努めること。

(5) オペレーター、ナビゲーター及び作業補助者の安全を十分に確保するため、特に次の事項に留意すること。

ア 離着陸時及び飛行中は、機体とオペレーター、ナビゲーター及び作業補助者との距離を20m以上確保すること。

イ オペレーター及びナビゲーターは、空中散布の実施前に共同で実地確認を実施し、危険箇所等の情報を確実に共有すること。

ウ 離着陸地点は、実施区域に隣接する農道等とし、近くに家屋、架線等がある場

所を設定しないこと。

エ オペレーター及びナビゲーターは、保護具を着用すること。

オ 遠隔操作にあつては、必要以上に急激な操作や大きな操作を行わないこと。自動操縦にあつては、別表2の高度、速度、飛行間隔のとおり適切な飛行経路を設定すること。

カ オペレーターは、家屋、架線等に向けた飛行経路の設定を行わないこと。

キ オペレーターは、足場の良いところを移動すること。また、足場が不安定な場所では、機体を止めてから移動すること。

ク 不具合が発生した場合には、直ちに散布を停止し、機体を速やかに安全な場所に降下させること。自動操縦にあつては、オペレーターが自動操縦システムを停止するなどの操作介入を行い、直ちに散布を停止し、速やかに安全な場所に降下させること。

ケ 同一地区で2機以上を同時に飛行させる場合は、事前にオペレーター等が無人航空機に使用する電波の周波数を確認し合い、電波の混信が起こらないよう異なる周波数を使用すること。

特に小型の無人航空機については、地上デジタル放送電波、携帯基地局電波等の干渉を受けやすいことに十分注意すること。

コ オペレーター及びナビゲーターの連続作業時間が長時間に及ばないよう作業時間に留意すること。

サ オペレーターは、機体を空中散布の実施区域に隣接していないほ場又は飛行経路上に家屋、架線等がある隣接したほ場に移動させる場合は、機体を着陸させた上で陸上を移動させること。

シ 機体を操作し、又は陸上を移動させる場合は、機体に衝撃を与えることのないよう十分に注意すること。

(6) 実施主体は、機体の操作又は移動の結果、機体に衝撃を与えた場合は、その都度機体の点検を受けること。

(7) 空中散布の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境若しくは生活環境に悪影響が生じた場合は、直ちに当該区域での実施を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後処理を行うこと。

7 機体の保管

無人航空機の機体、散布装置等の所有者は、これら機材が本来の目的外に使用されることを防止するため、保管管理に当たっては、倉庫等の安全な場所に施錠保管するなど、厳重な保管管理の徹底に努めるものとする。

8 空中散布を実施した場合の報告

(1) 実施主体は、空中散布を実施した場合は、速やかに実施場所、実施月日、作物名等について記載した事業報告書（別記様式3）を作成し、空中散布の実施区域内の都道府県協議会（別表1）に提出すること。

(2) 都道府県協議会は、(1)により事業報告書の提出があつた場合は、記載に不備がないことを確認した上で、都道府県及び農政局を經由して、毎年4月から翌年3月までの実績を翌年4月末までに植物防疫課に提出すること。

なお、事業報告書を植物防疫課に報告した場合は、併せて登録認定等機関にその写しを提供すること。

- (3) 植物防疫課は、(2)により事業報告書の提出があった場合は、これを取りまとめ、両局長通知5の(1)に基づき、地方航空局保安部運用課に提供すること。また、登録認定等機関の協力を得て、安全かつ適正な空中散布が実施されているかどうかを分析すること。

第6 事故発生時の対応

空中散布を実施した場合の事故発生時の対応については、次のとおりとする。

1 事故の類型は、以下のとおりとする。

(1) 人身事故

人の死亡、負傷等（操作中のオペレーターの転倒等の軽微な自損事故を除く。）

(2) 重大な物損事故

家屋、倉庫等の建物の損壊又は延焼

(3) 物損事故

架線、電柱、立木等への接触事故（機体の横転等の軽微な機体の損傷事故を除く。）

(4) 墜落事故

操作中の水田、道路等への墜落による自損事故

(5) 農薬事故

操作中のドリフト、農薬流出等の農薬事故

(6) その他

学校、病院等の公共施設の敷地内への不時着事例、操作中の機体が行方不明になった事例等、社会的影響等を勘案して対応が必要と考えられる事例

- 2 1に規定する事故が発生した場合は、実施主体は、事故報告書（別記様式4）を作成し、実施区域内の都道府県協議会（別表3）に提出すること。なお、当該協議会の一覧は、植物防疫課において整理すること。

- 3 事故報告書は、事故発生後直ちに第1報（事故の概要、初動対応等）を、事故発生から1週間以内に第2報（事故の詳細、被害状況、事故原因等）を、事故発生から1ヶ月以内に最終報（再発防止策の策定）をそれぞれ作成することとする。

なお、空中散布の作業を他者に委託した場合は、防除委託者は、防除実施者と十分連携して当該事故報告書を作成すること。

- 4 都道府県協議会は、2により事故報告書の提出があった場合は、記載に不備がないことを確認し、速やかに都道府県及び農政局を経由して、植物防疫課に当該事故報告書を提出すること。

なお、都道府県協議会は、当該事故報告書を植物防疫課に提出した場合は、併せてその写しを登録認定等機関に提供すること。

- 5 実施主体は、両局長通知4-3に基づき、1の(1)、(2)及び(6)のいずれかに該当するような特に重大な事故が発生した場合は、直ちに地方航空局保安部運用課又は事故発生地を管轄する空港事務所（別表4）にも事故報告書を提出すること。

なお、実施主体は、地方航空局保安部運用課又は空港事務所に事故報告書の提出を

行った場合は、速やかに植物防疫課にその旨を連絡すること。

- 6 植物防疫課は、4により事故報告書の提出があった場合は、これを取りまとめ、都道府県、都道府県協議会及び登録認定等機関の協力を得て、事故原因を分析すること。また、当該機関との間で、当該分析結果に係る情報を共有するとともに、当該機関を通じ、実施主体に対し、再発防止を図るよう指示すること。
- 7 植物防疫課は、6により取りまとめた事故原因の分析結果に係る情報を地方航空局保安部運用課に提供すること。

第7 オペレーター、機体等

- 1 オペレーターの技術、機体の性能等は、次のとおりとする。
 - (1) オペレーターは、空中散布に用いられる機種の操縦技術に習熟しており、かつ、無人航空機を用いた農薬等の散布に関する技術及び無人航空機の安全な飛行に関する知識を修得している者として登録認定等機関の認定を受けたものであること。
 - (2) 機体は、安全かつ適正な空中散布を実施するために必要な性能を有し、かつ、保守及び整備のための体制が整備されているものとして性能確認された機体の一覧（別表2）に掲げる適用機種であって、登録認定等機関による登録がなされ、かつ適切に定期点検が行われたものであること。
- 2 登録認定等機関は、1の(1)の認定を受けたオペレーターについては別記様式5、同(2)の登録がなされた機体については別記様式6により一覧表を作成し、両局長通知2-1の(3)に基づき、毎月末に当該一覧表を地方航空局保安部運用課に提供するとともに、併せて植物防疫課に提供するものとする。

第8 空中散布の実績の公表

消費・安全局長は、空中散布の実績を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第9 情報管理

この指針に基づく情報提供に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、各都道府県が定める個人情報保護条例等に留意するものとする。

附則 平成30年7月24日から施行する。

別記様式1（第4の1（第4の4において準用する場合を含む。）、第4の3関係）

登録認定等機関登録申請書（新規・事項変更・登録の更新）

年 月 日

消費・安全局長 殿

申請者住所（機関名称）
氏 名（代表者名） 印

無人航空機による空中散布に係る登録認定等機関として（登録・登録事項の変更・登録の更新）を希望するので、下記関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請者の概要
（名称、所在地、設立年月日、定款、組織図、会員名簿等）
2. 登録認定等機関として行う業務の種類（第3の3の（2）に掲げる業務を行う場合にあっては、業務の対象とする無人航空機の種類）
3. 登録認定等機関として行う業務について定めた内部規程
4. 登録認定等機関として行う業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項
5. 登録認定等機関として行う業務又はこれに類似する業務の実績がある場合はその実績
6. 無人航空機及び空中散布に係る業務の実績
7. 直近の財産目録及び貸借対照表
8. 申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類
9. 株式会社の場合は、主要な株主の構成を記載した書類
10. 役員の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類

記載注意

- (1) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- (2) 登録認定等機関として行う業務の種類については、第3の3に掲げる業務の別を記載すること。
- (3) 無人航空機全般を業務の対象とする場合は「無人航空機全般」、無人航空機のうち特定の種類のものを業務の対象とする場合はその詳細（例：無人航空機のうち、機体の重量が〇kg以下の電動機で飛行するものであり、かつ、自動操縦により飛行させるもの）を記載すること。

別記様式2（第5の1の（1）、第5の2の（2）関係）

平成 年度空中散布事業計画書

（ ）県

実施主体名		オペレーター名		機体登録記号	該当市町村名	実施予定月日	実施日数	作物名	対象作業名	実施面積	散布資材名	10a当たり散布量	散布機数	備考	
防除委託者名	防除実施者名	氏名	技能認定証番号												
計															

記載注意

- (1) 補完防除にあつては、その旨備考欄に記載すること。
- (2) 技能認定証番号には、登録認定等機関が発給する技能認定証の認定証番号を記載すること。
- (3) 機体登録記号には、登録認定等機関が発給する登録証明書の登録記号を記載すること。
- (4) 航空法に基づく飛行の禁止空域に係る許可又は飛行の方法に係る承認のために本様式を使用する場合は、「実施主体名」、「オペレーター名」、「技能認定証番号」、「機体登録記号」、「該当市町村名」、「実施予定月日」の欄について記載が必要となること。

別記様式3（第5の8の（1）関係）

平成 年度空中散布事業報告書

（ ）県

実施主体名		オペレーター名		機 体 登録記号	該 当 市町村名	実 施 月 日	実 施 日 数	作物 名	対 象 作業名	実施 面積	散 布 資材名	10a当た り散布量	散布 機数	備考
防除委託者名	防除実施者名	氏 名	技能認定 証番号											
計														

記載注意

- (1) 補完防除にあつては、その旨備考欄に記載すること。
- (2) 技能認定証番号には、登録認定等機関が発給する技能認定証の認定証番号を記載すること。
- (3) 機体登録記号には、登録認定等機関が発給する登録証明書の登録記号を記載すること。

無人航空機による空中散布に伴う事故報告書 (第 報)

報告者所属・氏名:

連絡先:

報告日時: 平成 年 月 日 () 時 分

【基本情報】 ※ 初期の報告(第1報など)については、事故発生時の報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

1	発生日時	平成 年 月 日 () 時 分 (散布作業開始時間: 時 分)		
2	発生場所(都道府県名から)			
3	オペレーター氏名及び 技能認定証番号	氏名:	技能認定証番号:	
4	使用機体	機種:	機体登録記号:	
5	作業時の気象状況	天気	(気温)	風向・風速
6	作業内容	1. 農薬 2. 肥料 3. 種子 4. 融雪剤 5. その他()		
		作物	対象病虫害等	
7	薬剤	薬剤名		
		希釈倍率	散布前積載量	
8	実施主体	防除委託者		
		防除実施者		
9	作業実施体制	オペレーター 名	ナビゲーター 名	(その他) 名
10	事故の概要 <small>(例:電線に接触後、水田横の道路に墜落し、機体は大破した、等)</small>	該当に○→		
		人身事故	物損事故	農薬事故
11	被害状況	有の場合、その内容		
	人への被害	無	確認中	有
	家畜への被害	無	確認中	有
	農作物への被害	無	確認中	有
	薬剤の流出	無	確認中	有
	機体の損傷	無	確認中	有
	架線の切断 <small>※有の場合、内容欄に停電の有無も記載</small>	無	確認中	有
	周辺建物への被害	無	確認中	有
	その他の被害			
12	航空法の許可・承認書の発行日及び番号	許可・承認書発行日: 月 日 番号:		

【対応状況等】

13	被害への対応状況	
14	その他(警察、消防等の対応、取材・報道状況等)	

注1. 事故発生時の見取り図を添付(可能であれば現場写真も添付)すること

注2. 報道された場合は、都道府県等の報道発表資料や新聞記事等を添付すること。なお、新聞記事等が添付できない場合には、報道の概要について記載すること

【事故原因】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しなくても可

15	
----	--

【再発防止対策】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しなくても可

16	
----	--

別記様式5 (第7の2関係)

オペレーターの一覧
(年 月末時点)

年 月 日
登録認定等機関名 :

技能認定証番号	氏名	住所	有効期限

別記様式6 (第7の2関係)

機体登録を行った無人航空機の一覧
(年 月末時点)

年 月 日
登録認定等機関名 :

機体登録記号	適用機種名

無人航空機による空中散布の実施計画・実績に係る報告先機関の一覧

都道府県	実施計画・実績の報告先の名称	事務局
北海道	北海道産業用無人航空機安全推進協議会	北海道産業用無人航空機安全推進協議会
青森県	青森県産業用無人ヘリコプター協議会	公益社団法人青森県植物防疫協会
岩手県	岩手県産業用無人ヘリコプター推進協議会	一般社団法人 岩手県植物防疫協会(事務局長) 岩手県農業共済組合連合会(事務局実務担当)
宮城県	宮城県産業用無人ヘリコプター推進連絡協議会	一般社団法人 宮城県植物防疫協会
秋田県	秋田県産業用無人航空機連絡協議会	秋田県農業共済組合連合会 農産課
山形県	山形県産業用無人ヘリコプター安全対策連絡協議会	全国農業協同組合連合会山形県本部 生産資材部農薬課
福島県	福島県病害虫防除所 (福島県農業総合センター)	安全農業推進部 指導・有機認証課
茨城県	一般社団法人 茨城県植物防疫協会	一般社団法人 茨城県植物防疫協会
栃木県	栃木県無人ヘリコプター推進協議会	全国農業協同組合連合会栃木県本部
群馬県	群馬県農政部技術支援課	
埼玉県	一般社団法人埼玉県植物防疫協会 (あわせて市町村関係市町村農政担当課あて報告)	
千葉県	千葉県無人ヘリコプター協議会	千葉県農林航空事業協議会
東京都	東京都産業労働局農林水産部食料安全課	
神奈川県	神奈川県環境農政局農政部農政課	
山梨県	山梨県農政部農業技術課	
長野県	長野県病害虫防除所	
静岡県	静岡県産業用無人ヘリコプター推進協議会	静岡スカイテック株式会社
新潟県	新潟県産業用無人航空機推進協議会	公益社団法人新潟県植物防疫協会
富山県	富山県農業用無人航空機連絡協議会	富山県農業技術課

都道府県	実施計画・実績の報告先の名称	事務局
石川県	石川県農林水産部農業安全課	
福井県	福井県農林水産航空事業等対策協議会	福井県農林水産部地域農業課
岐阜県	岐阜県農政部農産園芸課	
愛知県	愛知県農業用無人ヘリコプター安全防除推進連絡会	愛知県経済農業協同組合連合会 生産資材部 肥料農薬課
三重県	三重県無人航空機安全防除推進会議	三重県農林水産部農産園芸課
滋賀県	滋賀県産業用無人ヘリコプター防除安全推進協議会	一般社団法人滋賀県植物防疫協会
京都府	京都府農林水産部食の安心・安全推進課	京都府農林水産部食の安心・安全推進課 JA中央会、全農京都
大阪府	大阪府環境農林水産部農政室推進課	
兵庫県	兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課	
奈良県	奈良県農林部農業水産振興課	
和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室	
鳥取県	鳥取県無人航空機連絡協議会	鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課
島根県	【隠岐】島根県隠岐支庁農林局農政・普及部農業振興課 【県東部】島根県東部農林振興センター農政部農政課 【県西部】島根県西部農林振興センター農政部農政課	
岡山県	(岡山県農林水産部農産課)	
広島県	広島県西部農業技術指導所	
山口県	山口県農林水産部農業振興課	
徳島県	無人ヘリコプター協議会	徳島県農林水産部もうかるブランド推進課
香川県	香川県農政水産部農業経営課	香川県農政水産部農業経営課
愛媛県	愛媛県農薬適正使用推進協議会	愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課
高知県	高知県農業振興部環境農業推進課	

都道府県	実施計画・実績の報告先の名称	事務局
福岡県	福岡県農林水産部食の安全・地産地消課生産安全係	
佐賀県	佐賀県農林水産部園芸課環境保全型農業担当 佐賀県無人ヘリ防除協議会	佐賀県農林水産部園芸課環境保全型農業担当 佐賀県農業協同組合肥料農薬課
長崎県	長崎県農林部農業経営課環境班	
熊本県	熊本県無人ヘリコプター導入組織連絡協議会 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課	熊本県経済農業協同組合連合会農業機械課 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課
大分県	大分県農林水産部地域農業振興課安全農業班	
宮崎県	宮崎県NOSAI無人ヘリ防除組織連絡協議会	宮崎県農業共済組合連合会(NOSAI連宮崎)
鹿児島県	鹿児島県農業環境協会航空事業部会	鹿児島県農業環境協会航空事業部会(県農政部食の安全推進課内)
沖縄県	沖縄県農林水産部営農支援課	

別表2 性能確認された機体の一覧

作業名	散布方法	飛行速度(km/h)	飛行高度(m)	飛行間隔(m)	適用機種	自動操縦機能の有無	備考
水田・畑作物等							
病害虫防除	液剤散布	10~20	2	3~4	Zion		
					MMC940AC		
					DAX04		
					TSV-AQ1		
		AC940T					
		15	2	3	P20		
		15~20	2	4	MG-1		
					MG-1K		
					TSV-AH2		
		15	2	4	TSV-AH1		
					AC1500		
					MMC1500AC		
					SS3000		
		MGO-01					
		20	2	4	X-F1		
		10~20	3	4	YMR-08		
	10~20	3~4	5	R-50			
				HX-2			
			5~7.5	RMAX			
				AYH-3			
				7.5	FAZER		
			YF390				
			FAZER R				
			YF390AX				
	YH300						
	AYH-3						
粒剤散布	10~20	2	4	Zion			
				MMC940AC			
				TSV-AQ1			
				AC940T			
				TSV-AH1			
				TSV-AH2			
	DAX04						
	15~20	2	4	MG-1			
	MG-1K						
	10~20	3~4	5	R-50			
YH300							
5~7.5			RMAX				
			AYH-3				
7.5	FAZER						
	YF390						
	FAZER R						
YF390AX							
15	2	4	AC1500				
SS3000							
15	2	10	AC1500				
MMC1500AC							
粒剤スポット散布 (ほ場の端から5m以上の位置からほ場内に散布)	10以下	3~4		R-50			
				RMAX			
				YH300			
				AYH-3			
				FAZER			
				YF390			
				FAZER R			
				YF390AX			
除草	滴下 (ほ場の端から5m以上の位置からほ場内に滴下)	10~20	3~4	5	YH300		
					AYH-3		
					FAZER		
					YF390		
					FAZER R		
YF390AX							

自己拡散剤に限る。

インペラの回転数を落とし散布する。

散布装置のアトマイザー及びノズルは使用せず。

作業名	散布方法	飛行速度(km/h)	飛行高度(m)	飛行間隔(m)	適用機種	自動操縦機能の有無	備考	
					R-50			
					RMAX			
除草	粒剤散布 (ほ場の端から5m以上の位置からほ場内に散布)	10~20	2	4	Zion			
					MMC940AC			
					TSV-AQ1			
					AC940T			
					TSV-AH1			
					TSV-AH2			
					DAX04			
		15	2	4	AC1500			
		SS3000						
		15~20	2	4	MG-1			
		MG-1K						
		10~20	3~4	5	R-50		ほ場周辺は、インペラの回転数を落とし散布する。	
	5~7.5				RMAX			
	AYH-3							
	7.5			YH300				
				FAZER				
				YF390				
				FAZER R				
	10	R-50		インペラの回転数を落とし散布する。自己拡散剤に限る。				
	RMAX							
YH300								
15	2	10	AC1500		自己拡散剤に限る。			
			MMC1500AC					
粒剤スポット散布 (ほ場の端から5m以上の位置からほ場内に散布)	10以下	3~4		R-50	インペラの回転数を落とし散布する。			
				RMAX				
				YH300				
				AYH-3				
				FAZER				
				YF390				
				FAZER R				
				YF390AX				
植物成長調整	液剤散布	10~20	2	3~4	Zion			
					MMC940AC			
					DAX04			
					TSV-AQ1			
					AC940T			
		15	2	3	P20			
		15~20	2	4	MG-1			
					MG-1K			
					TSV-AH2			
		15	2	4	TSV-AH1			
					AC1500			
					MMC1500AC			
					SS3000			
					MGO-01			
		20	2	4	X-F1			
		10~20	3	4	YMR-08			
		10~20	3~4	5	R-50			
					HX-2			
					5~7.5	RMAX		
					AYH-3			
					7.5	FAZER		
				YF390				
				FAZER R				
				YF390AX				
				YH300				
				AYH-3				
粒剤散布	10~20	2	4	Zion				
				MMC940AC				

作業名	散布方法	飛行速度(km/h)	飛行高度(m)	飛行間隔(m)	適用機種	自動操縦機能の有無	備考		
					TSV-AQ1				
					AC940T				
					TSV-AH1				
					TSV-AH2				
					DAX04				
植物成長調整	粒剤散布	15	2	4	AC1500				
					SS3000				
		15~20	2	4	MG-1				
					MG-1K				
		10~20	3~4	5	R-50				
				5~7.5	RMAX				
					YH300				
					AYH-3				
		7.5	FAZER						
			YF390						
FAZER R									
YF390AX									
は種	散ぱん	10~20	3~4	5	R-50				
					FAZER				
					YF390				
					FAZER R				
					YF390AX				
			5~7.5	RMAX					
				YH300					
				AYH-3					
		施肥	粒剤散布	10~20	3~4	7.5以下	R-50		
							RMAX		
YH300									
AYH-3									
FAZER									
YF390									
FAZER R									
YF390AX									
草丈の伸長抑制	液剤散布	10~20	2	3~4	Zion				
					MMC940AC				
					DAX04				
					TSV-AQ1				
					AC940T				
		15	2	3	P20				
		15~20	2	4	MG-1				
					MG-1K				
					TSV-AH2				
		15	2	4	TSV-AH1				
					AC1500				
					MMC1500AC				
					SS3000				
					MGO-01				
		20	2	4	X-F1				
		10~20	3	4	YMR-08				
		10~20	3~4	5~7.5	R-50				
					RMAX				
YH300									
AYH-3									
FAZER									
7.5	YF390								
	FAZER R								
	YF390AX								
	YH300								
	AYH-3								
果樹(くり、かんきつ、みかん等)									
病害虫防除	液剤散布	20以下	3~4	5	R-50				
					RMAX				
					YH300				

作業名	散布方法	飛行速度(km/h)	飛行高度(m)	飛行間隔(m)	適用機種	自動操縦機能の有無	備考
				7.5	AYH-3		
					FAZER		
					YF390		
					FAZER R		
					YF390AX		
					YH300		
					AYH-3		
樹木(まつ(生立木)等)							
病害虫防除	液剤散布	10~20	3~4	5	R-50		対象松林の梢端が見える場所で散布する。
					RMAX		
					YH300		
				7.5	AYH-3		
					FAZER		
					YF390		
					FAZER R		
					YF390AX		
					YH300		
					AYH-3		

注:(1)飛行高度は、作物上の高さをいう。

(2)飛行速度は、農業登録上の使用量が確保できる範囲内で調整することをいう。

(3)適用機種は、型式名により示している。

(4)除草作業のうち滴下及び施肥作業の粒剤散布の飛行間隔は散布資材の特性を考慮し調整すること。

(5)適用機種のうち、

① Zion とは、ZionAC940 及び ZionAC940-D をいう。

② RMAX とは、RMAX、RMAX Type II 及び RMAX Type II G をいう。

無人航空機による事故に関する情報に係る報告先機関の一覧

都道府県	事故情報の報告先の名称	事務局
北海道	北海道産業用無人航空機安全推進協議会	北海道産業用無人航空機安全推進協議会
青森県	青森県農林水産部食の安全・安心推進課	
岩手県	岩手県産業用無人ヘリコプター推進協議会	一般社団法人 岩手県植物防疫協会(事務局長) 岩手県農業共済組合連合会(事務局実務担当)
宮城県	宮城県産業用無人ヘリコプター推進連絡協議会	一般社団法人 宮城県植物防疫協会
秋田県	秋田県産業用無人航空機連絡協議会	秋田県農業共済組合連合会 農産課
山形県	山形県産業用無人ヘリコプター安全対策連絡協議会	全国農業協同組合連合会山形県本部 生産資材部農薬課
福島県	福島県病害虫防除所 (福島県農業総合センター)	安全農業推進部 指導・有機認証課
茨城県	一般社団法人 茨城県植物防疫協会	一般社団法人 茨城県植物防疫協会
栃木県	栃木県農政部経営技術課	
群馬県	群馬県農政部技術支援課	
埼玉県	一般社団法人埼玉県植物防疫協会 埼玉県農林部農産物安全課	
千葉県	千葉県無人ヘリコプター協議会	千葉県農林航空事業協議会
東京都	東京都産業労働局農林水産部 食料安全課	
神奈川県	神奈川県環境農政局農政部農政課	
山梨県	山梨県農政部農業技術課	
長野県	長野県病害虫防除所	
静岡県	静岡県産業用無人ヘリコプター推進協議会	静岡スカイテック株式会社
新潟県	新潟県農林水産部農産園芸課	

都道府県	事故情報の報告先の名称	事務局
富山県	富山県農業用無人航空機連絡協議会	富山県農業技術課
石川県	石川県農林水産部農業安全課	
福井県	福井県農林水産航空事業等対策協議会	福井県農林水産部地域農業課
岐阜県	岐阜県農政部農産園芸課	
愛知県	愛知県農林水産部農業経営課	
三重県	三重県無人航空機安全防除推進会議	三重県農林水産部農産園芸課
滋賀県	滋賀県産業用無人ヘリコプター防除安全推進協議会	一般社団法人滋賀県植物防疫協会
京都府	京都府農林水産部食の安心・安全推進課	京都府農林水産部食の安心・安全推進課 JA中央会、全農京都
大阪府	大阪府環境農林水産部農政室推進課	
兵庫県	兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課	
奈良県	奈良県農林部農業水産振興課	
和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室	
鳥取県	鳥取県無人航空機連絡協議会	鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課
島根県	【隠岐】島根県隠岐支庁農林局農政・普及部農業振興課 【県東部】島根県東部農林振興センター農政部農政課 【県西部】島根県西部農林振興センター農政部農政課	
岡山県	(岡山県植物防疫協会(安全対策の指導のみ))	連絡先:岡山県農産課(安全農業推進班)
広島県	広島県西部農業技術指導所	
山口県	山口県農林水産部農業振興課	
徳島県	徳島県農林水産部もうかるブランド推進課	
香川県	香川県農政水産部農業経営課	香川県農政水産部農業経営課
愛媛県	愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課	愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課

都道府県	事故情報の報告先の名称	事務局
高知県	高知県農業振興部環境農業推進課	
福岡県	福岡県農林水産部食の安全・地産地消課生産安全係	
佐賀県	佐賀県農林水産部園芸課環境保全型農業担当 佐賀県無人ヘリ防除協議会	佐賀県農林水産部園芸課環境保全型農業担当 佐賀県農業協同組合肥料農薬課
長崎県	長崎県農林部農業経営課環境班	
熊本県	熊本県無人ヘリコプター導入組織連絡協議会 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課	熊本県経済農業協同組合連合会農業機械課 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課
大分県	大分県農林水産部地域農業振興課安全農業班	
宮崎県	宮崎県NOSAI無人ヘリ防除組織連絡協議会	宮崎県農業共済組合連合会(NOSAI連宮崎)
鹿児島県	鹿児島県農業環境協会航空事業部会	鹿児島県農業環境協会航空事業部会(県農政部食の安全推進課内)
沖縄県	沖縄県農林水産部営農支援課	

国土交通省地方航空局保安部運用課及び地方空港事務所の連絡先及び管轄区域

官 署	管轄区域
東京航空局	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県
丘珠空港事務所	北海道のうち札幌市、江別市、石狩市、北広島市及び石狩振興局管内
新千歳空港事務所 (24時間対応)	北海道のうち小樽市、旭川市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、美唄市、芦別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、後志総合振興局管内、空知総合振興局管内、上川総合振興局管内、留萌振興局管内、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内
稚内空港事務所	北海道のうち稚内市及び宗谷総合振興局管内
函館空港事務所	北海道のうち函館市、渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内
釧路空港事務所	北海道のうち釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内
三沢空港事務所	青森県
仙台空港事務所 (24時間対応)	岩手県、宮城県、秋田県、福島県
百里空港事務所	茨城県
成田空港事務所 (24時間対応)	千葉県
東京空港事務所 (24時間対応)	栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

官 署	管轄区域
新潟空港事務所	山形県、新潟県
大阪航空局	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
小松空港事務所	富山県、石川県、福井県
中部空港事務所 (24時間対応)	岐阜県、愛知県、三重県
大阪空港事務所 (24時間対応)	滋賀県、京都府、大阪府(八尾空港事務所及び関西空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、兵庫県、岡山県
八尾空港事務所	大阪府のうち八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市及び南河内郡(航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあつては大阪市及び堺市のうち北緯三四度三五分四八秒東経一三五度三六分二秒の地点を中心とする半径九キロメートルの円内の部分を含む。)、奈良県
関西空港事務所 (24時間対応)	大阪府のうち堺市(航空交通管制に関する事務に係る管轄区域にあつては八尾空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡、和歌山県
美保空港事務所	鳥取県、島根県
広島空港事務所	広島県
岩国空港事務所	山口県(北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。)
徳島空港事務所	徳島県
高松空港事務所	香川県

官 署	管轄区域
	松山空港事務所 愛媛県
	高知空港事務所 高知県
	福岡空港事務所 (24時間対応) 福岡県(北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、佐賀県、 長崎県のうち対馬市及び壱岐市
	北九州空港事務所 山口県のうち下関市、宇部市、長門市、美弥市及び山陽小野田市、 福岡県のうち北九州市、行橋市、豊前市、京都郡及び築上郡
	長崎空港事務所 長崎県(福岡空港事務所の管轄に属する区域を除く。)
	熊本空港事務所 熊本県
	大分空港事務所 大分県
	宮崎空港事務所 宮崎県
	鹿児島空港事務所 (24時間対応) 鹿児島県
	那覇空港事務所 (24時間対応) 沖縄県